

申 請

令和2年4月3日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 安倍晋三様

宮城県知事 村井嘉浩

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく
令和元年10月1日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 次に掲げる品目について出荷制限を解除すること。
宮城県丸森町において産出されたぜんまい（栽培のものに限る）
- 2 解除を申請する理由
別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

丸森町筆甫地区の新規解除生産者1名が栽培するぜんまい

2 経過及び解除申請の理由

(1) これまでの経過

平成24年5月9日に、丸森町のぜんまいから一般食品の基準値(100Bq/kg)を超える放射性セシウムが検出されたため、同年5月11日に出荷制限が指示された。

(2) ぜんまい栽培概要

新規解除生産者1名は、昭和61年秋頃から自宅周辺の田畑の畦部に自宅裏から採取したぜんまい種株の移植を開始し、平成3年に栽培地としての体裁が整った。

以降は、毎年除草等の管理を行いながら収穫を続け、乾燥ぜんまいに加工した上で、直売所等で販売していた。

平成24年5月11日の出荷制限指示後は、地表堆積物の場外への除去及び放射性物質の低減化に効果があるとされる塩化カリウムを散布するなど、出荷制限解除を目指した栽培管理に取り組んできた。

(3) 検査結果

平成30年6月及び令和元年5月の二ヶ年、新規解除生産者1名の栽培地からぜんまいを採取し、精密検査を実施した結果、平均値7.6Bq/kg、最大値9.4Bq/kgであった。このことから、同氏のぜんまい栽培地において、基準値を超過するぜんまいが発生する可能性は極めて低いと考えられる。

3 宮城県における管理計画

(1) 出荷制限解除後の出荷管理

ア 栽培・出荷者の認証登録

出荷再開を希望する栽培・出荷者は、宮城県が要綱で定める認証登録申請を行う。

宮城県は、出荷可能の是非について、栽培地及び栽培管理方法の確認を行い、栽培地(区域)、出荷先等を記録した台帳に取りまとめ、生産者に対し登録証明書を交付する。また、記載内容等に変更があった場合は県が生産者台帳を更新し、新たに出荷再開の意思のある生産者を把握した場合は、栽培管理が十分に行われていること、生産物の検査結果が食品中の放射性物質の基準値を十分に下回っていることが確認された場合に限り、県が生産者台帳に登録する。

なお、認証登録情報の共有を図るため、台帳の写しを丸森町に送付し、連携した管理を行い流通関係者等への周知を図る。

イ 出荷管理

宮城県は丸森町及び流通関係者と連携し、認証登録者以外の栽培・出荷物を取り扱うことのないよう指導及び監視に努める。

なお、認証登録者の栽培・出荷物には、販売単位に品目、栽培地、収穫日並びに認証登録者の住所及び氏名を表示し、認証登録された販売施設等に限定して販売するものとする。

(2) 解除後の検査計画

ア 出荷前検査

ぜんまい（栽培）の発生状況を確認しながら、生産者毎に1検体以上の出荷前検査を実施し、基準値以下であることを確認した上で出荷する。

イ 定期検査

出荷期間中は、丸森町内で毎週1検体以上の定期検査を実施する。

(3) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

宮城県は、速やかに丸森町の栽培ぜんまいの出荷自粛を要請するとともに、宮城県の定期検査により基準値を超えた場合は、出荷物の回収を併せて要請する。また、栽培・出荷毎の状況を調査し、原因の究明と再発防止を指導する。

(4) 生産者等への周知

宮城県は丸森町と連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図り、関係機関・団体に協力を求める。

宮城県丸森町栽培ぜんまい生産者位置図

栽培地：丸森町筆字細田地区内

